

大牟田市安心安全まちづくり推進条例

平成19年12月28日
大牟田市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、自主的な地域安全活動に対する支援に関する事項を定めることにより、本市における犯罪、事故及び災害を未然に防止し、もって市民が安心して安全に暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) 土地建物等所有者 市内において土地、建物その他工作物（以下「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 地域安全活動 犯罪、事故及び災害による被害を未然に防止するための地域における活動をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者とともに安心して安全なまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域安全活動に取り組む団体の育成に関すること。
- (2) 子どもの安全確保に関すること。
- (3) 高齢者、障害者等に対する犯罪、事故及び災害からの被害の防止に関すること。
- (4) 暴力団の排除その他市民に不安を与える暴力行為の根絶に関すること。
- (5) その他安心して安全なまちづくりの推進に関し必要なこと。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、各種計画及び施策の策定及び実施に当たっては、犯罪、事故及び災害の防止について配慮しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、安心して安全なまちづくりに関し理解を深め、自ら日常生活における安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域安全活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安心して安全なまちづくりの推進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業を営むうえにおいて、自主的に行うことができる地域安全活動の推進に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員等が安心して安全なまちづくりの推進のために必要な

知識及び技術を習得できるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安心で安全なまちづくりの推進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物等所有者の責務)

第6条 土地建物等所有者は、自らが所有し、占有し、又は管理する土地等を適正に管理し、犯罪、事故及び災害を未然に防止するよう努めるものとする。

(自主的な地域安全活動に対する支援)

第7条 市は、市民又は事業者が組織する団体が自主的に行う地域安全活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安心で安全なまちづくりの推進のため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。